

## 第24期 第34回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月13日(金) 13時30分から15時40分

2. 開催場所 大津市役所 本館4階 第1委員会室

3. 出席委員(18人)

会長	12番	横山 成治
副会長	5番	安井 善次
副会長	13番	松尾 比古敏
副会長	15番	上坂 雅彦
	1番	高谷 久美子
	2番	宇野 幸太郎
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	6番	山本 公彦
	7番	田中 謙一
	8番	西村 博
	9番	森元 直紀
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	14番	正田 富美子
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(0人)

5. 説明員(2人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	15番 上坂 雅彦 委員
		16番 服部 みさ子 委員

第2	議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第127号 農用地利用集積計画について  
議案第128号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（令和4年10月受付分）の変更に関する意見について  
議案第129号 タブレット型端末機に関する運用基準の制定について  
報告第180号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について  
報告第181号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報告第182号 農地法第5条第1項7号の規定による農地転用届出について  
報告第183号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第184号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について  
報告第185号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について  
報告第186号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

### 第3 その他事項

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

#### 9. 会議の概要

事務局長

それでは、第24期第34回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。  
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。  
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号17番 槌田 昌子委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。  
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は南部選出の副会長であります松尾 比古敏委員をお願いいたします。  
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長

それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。  
本日は、全委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。  
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。  
次に、会長からのご挨拶をいただきます。会長、お願いします。

会 長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

15番 上坂 雅彦 委員

16番 服部 みさ子 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、報告第186号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り下げについては関連事項ですので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1から No. 5の北比良につきまして、地元委員より、ご意見をお願いします。

委 員 取り下げた案件につきましては、事務局が先ほど申し上げたとおり、実は12月5日に現地確認ということで人を皆集めており、やるべき状態だったのですが、その日の午前中に、朝にお一方が亡くなったということを知り、とりあえず相続がはっきりすることがもし可能であれば前へ進めるということで、一応現地確認をしたのですが、取り下げになったということでもあります。

その後、その1名を除いて、あと3名、また買主を追加されて、新たに申請されたのを12月23日にまた現地確認したということです。

この農業法人については、初めてされるのですが、その中でお一方、役員の中に〇〇さんという方がおられ、その方は現に農業生産法人を安曇川のほうで手広くやっ

ておられ、その方の指導によってやってくれるのですかと話を聞きましたら、十分指導していくつもりですということを知りましたので、まず間違いはないと思います。

あと、農地から農地ですので、それも耕作放棄地でなくて現に耕作されている農地をそのまま耕作していただきますので、何ら問題ございませんので、よろしくご承認いただきたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

では、続きまして、No. 6の栗原につきまして、地元委員より、ご意見を申し上げます。

委員 今回のこの栗原の案件ですが、兄弟間での売買になっております。弟さんが譲渡人で、住んでいる場所が栗原になっていますが、現在、〇〇におられるとのこと。お兄さんが譲受人で、この方は〇〇で栗原に近いところに住んでおられ、前年の作付した形跡ももちろんありますし、営農を続けていくということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

続きまして、No. 7の仰木一丁目ほか及びNo. 8の仰木四丁目につきまして、地元委員より、ご意見を申し上げます。

委員 No. 7につきまして、仰木一丁目の田1筆と仰木三丁目に7筆あり、圃場整備している田んぼで筆が分かれています。実際の枚数はもっと少ないです。それにつきまして、12月24日に、本人、〇〇さんと地元推進委員とともに現地確認を行いました。これは個人資産で持っておられる圃場を自分が経営しておられる法人へ売却して営農される予定のものです。この法人はレストランであったりとか、〇〇という有機野菜を使ったランチなどを提供しているお店を営まれており、そこでとれた野菜であったり、お米を販売していくという計画を持っておられます。耕作者の形態が変わるのですが、全く同じ人がそのまま引き続いて営農されるということですので何ら問題ないかと思っておりますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、No. 8、仰木四丁目につきましては、これも同じく12月24日に譲受人と、また地元推進委員と一緒に現地確認を行いました。この田んぼの周囲はほとんど譲受人が耕作していらっしゃいますので、写真では耕作地になっているのですが、今後どうされますかと聞くと、不耕作で草刈りしているよりも、水田として作付して植えたほうが楽なので、回りの田んぼと同じようにここも耕して水田にするとおっしゃっていましたので、何ら問題ないかと思われまので、皆さん、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

1から5につきましては、先月審議する予定のものでした。申請が一旦出ましたので、取り下げとして処理し、報告をして、今回新規として審議をお願いする点につ

きまして、よろしくご了承願いたいと思います。

説明が終わりましたので、それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長           それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

ただし、No. 1から No. 5については、譲受人の下限面積要件を満たせた場合に許可ができますので、一旦1件ずつお諮りした上で、No. 5までお諮りをした後に許可することを決定いたします。

それでは、No. 1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員です。

続きまして、No. 2につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員です。

続きまして、No. 3につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員です。

続きまして、No. 4につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員です。

最後、No. 5につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員です。

それでは、議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1からNo. 5は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 6につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員より、議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 7につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員より、議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 8につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員より、議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.8は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりました。12月23日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、それでは、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員よりご報告をお願いします。  
なお、No. 2につきましては、地元委員としての意見も併せてお願いします。

委員 今月、一日立会委員を仰せつかりまして、去る12月23日に現地確認を行いました。

この4条申請のNo. 1木戸の農業用倉庫への転用の件ですが、地元委員と推進委員、事務局2名と申請代理人とで現地確認を行いました。30ページの写真をご覧いただくとおり、右側、民家と排水路に挟まれた単独の圃場で、下流域、この向こうに見えていますのがすぐ琵琶湖なので、用排水関係には特に問題はないと思います。北側も民家で農地ではないので、日当たりも問題ないかと思われしますので、よろしく願いいたします。

No. 2の仰木四丁目の住宅へ続く道路の一部転用ですが、私、地元委員と一日立会いと兼務させていただきながら、地元推進委員と事務局2名に申請代理人の測量設計の社員2名で現地立会を行いました。以前に3条申請で購入され、もともと農道で、38ページの写真、左右で1筆の田で、田の真ん中に農道が走っていたのですが、この奥に写っている古民家をリフォームされる際に、市から接続道路としては狭いという指摘を受けられましたので、広めてこの建物へ続く進入道路とのことでこの申請がされております。水路も遮断することなく、問題ないかと思われしますので、ご審議のほどをよろしく願いしたいと思います。



続きまして、No. 3 北大路三丁目の植林としての農地転用ですが、地元委員と地元推進委員、それに事務局2人と私と測量士とで確認を行いました。以前もこの隣で植林の転用があったところのさらに山側の不便な土地で、43ページの写真のとおり、現状も耕作放棄地で荒れています。その周囲の木も伸びて日当たりも悪く営農には不向きだというように感じております。そこに杉の木を植えて転用される計画で、この周囲の農地はもうこの道路の反対側、向かい側にも農地がありましたが、その地権者の承諾も得られているという報告を受けておりましたので、問題ないかと思われま。農業用水の件に関しましては、この土地の中には水路がなく、この写真の向こう側、奥に見えている林に面したところに小さな川が流れて、池に流れ込んでいるということなので、現状のままでも問題ないかと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長            はい、ありがとうございました。

                  続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の木戸につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員            No. 1の件について、報告させていただきます。

                  事務局と一日立会委員からも詳しい話をさせていただきましたので、私から特にこれといって付け加えることはございません。自宅から離れているので、ここに倉庫を建てるのについては特に問題ないかと思っておりますので、ご審議のほう、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長            はい、ありがとうございました。

                  続きまして、No. 3の北大路三丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員            事務局より説明があったとおりで、前回もこの隣で同じ案件を許可しておりますので、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長            はい、ありがとうございました。

                  それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長            それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。議案第125号のNo. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長            挙手全員により、議案第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1

は許可することに決定いたします。

No. 2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

議案第125号の No. 3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりました。12月23日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、それでは、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員よりご報告をお願いします。

委 員 5条申請の No. 1、八屋戸の薪置場と駐車場への転用の案件ですが、地元委員と推進委員、事務局2名と譲受人と確認を行いました。申請地はご自宅の道を挟んだ向かい側で、周囲の土地もこの譲受人が所有されておられます。50ページの写真のように、当該地の奥に、お寺などで使う榎という木があるらしいですが、それが植わっているのを切って更地にした時に、薪ストーブに使う薪置場として利用したいということをおっしゃっており、手前はそのままこの状態で車をとめる駐車スペースとして活用する計画をしておられます。周囲に隣接する他人の農地もなく、水路もないので、何ら問題ないかと思われしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、No. 2、同じく八屋戸の露天駐車場への転用申請ですが、ここも地元委員と推進委員と事務局2名と一緒に代理人にお伺いしました。譲受人の自宅の道を挟んだ向かい側の更地になっているところで、写真56ページ、ご覧のような状態で耕土だけすき取って、現状のまま使用するという計画です。この56ページの奥に白いフェンスがあり、その向こうに里道を挟んで小さな細かい畑が幾つも並んでおりましたが、その畑への影響もないと思われしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、No. 3、大石曾束の露天駐車場と露天資材置場への転用ですが、ここは地元委員と推進委員、それに事務局と一緒に申請代理人の設計事務所の方にお伺い



しました。写真67ページのように、現状はこのような形で、防草シートで覆われた状態になっております。それをそのまま従業員の乗用車、2t、4tクラスの特種自動車置場としての利用、建築機械などの資材置場として計画されています。曾束トンネルから宇治田原に抜けるこの大きな道と市道に挟まれた土地で、周囲に農地もなく雨水も自然浸透で処理されて下流域への水質問題などないと思われしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

No. 1及びNo. 2の八屋戸につきまして、地元委員にご意見を伺います。

委 員

今、事務局、一日立会委員より詳しく内容についてはお話しいただきましたので、取り立てて言うこともない状態ではありますが、少しだけお話しさせていただきます。

No. 1につきましては、土地自身は狭いところで、またその奥の写真で見ていただきますとハウスのように見えますが、これは今、申請のあった方がお持ちのところ、枠で囲まれた面積も非常に狭いところで、用水等もほかに全然関係ございませんので、問題ないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続いてNo. 2について説明させていただきます。この土地につきましては、写真で見ていただくとよく分かりますが、道路に面してすぐの土地です。右左両方とも宅地で家が建っており、もともとあまり農作には使われておらず、藪になってほかに迷惑をかけたという状態になっていたもので、これを有効に使っていただけるような話もございますので、特に問題になることはないかと思っておりますので、ご審議のほうよろしくお願ひします。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 3の大石曾束につきましては、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきます。

No. 3につきまして現地調査の報告をいたします。先ほど一日立会委員より説明があったとおりですが、63ページの写真を見ていただきますと、黒っぽい防草シートが敷かれております。これにつきましては、67ページに経過書が出ていて、平成27年頃に受け継がれて、平成28年頃に防草シートを敷かれ、現在そのままになっております。63ページに撤去済みとあるのは、その時ここに1つ物が建っていたのが、撤去され何もございません。このまま道路の清掃のための重機置場に使用したいとのことで、まわりには家屋、田んぼ等々の耕作地もなく、何ら問題はないかと思っておりますので、審議のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長

それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。議案第126号のNo. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

No. 2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

議案第126号の No. 3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第127号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課、説明)

議 長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案127号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

では、続きまして、議案第128号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（令和4年10月受付分）に関する意見についてを議題といたします。

農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課、説明)

事務局 (事務局、説明)

議長 ありがとうございます。  
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

委員 今、書類いただいた一番後ろに2件とも添付資料を付けていただいておりますが、この中で4番の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと」と3番の「農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと」について、今この土地がどこまで影響があるのか、ないのか。要するに、これを範囲からのけてです。その件については、何か当てはまるように当てはまらないようなことで、判断が非常につきにくい感じがするのですが、これはどのように考えられて、今、このような判断になったのでしょうか。

農林水産課 ご質問の内容としては、除外の要件のうち、3と4をどのように判断するのかというところと理解しておりますが、まず3については、資料には赤字で書かれておりますが、周辺の営農環境への支障が軽微か、農地の集団性を損なわないか、土地利用の混在が生じないかというところに立ち戻っております。

また、4番については、経営規模の大幅な変更、縮小により認定を受けた農業経営改善計画等に達成に支障がないか、それから効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれるおそれがないかというところに着目して審査をすることとなっております。

ありていに言いますと、この付近で利用権設定、それから経営改善計画の申請、いわゆる認定農業者の認定の範囲になっているかどうか、判断のところになってきますが、今回の場合、どちらも対象地域ではないかということになりますので、問題がないと認識しております。以上となります。

委員 今の話ですと、この土地を外しても認定農業者の規定を外れない。例えば、それと言うと、面積が、認定農業者ですと何町とかという規模で耕作されていると思うのですが、その中から2反、3反減ったとしてもその経営に影響がないということになると思うのですが、そういうように判断してよろしいのでしょうか。

農林水産課 おっしゃるとおり、経営改善計画等には影響がないということで認識しております。

委員 はい、ありがとうございます。

委員 農用地区域除外申請の場合というのは、周辺農業者からヒアリングされる機会というのはあるのですか。

農林水産課 ご質問の内容としては、周辺の農業者については、隣接する農家及び当該区域の農

業組合長、それから改良区の場合は土地改良区の理事長に確認していただいております。申請の際に同意を得ております。

委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 その他、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。

大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（令和4年10月受付分）のNo.1真野家田町について、回答案のとおり、意見なしで回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案128号のうちNo.1の真野家田町については、回答案のとおり大津市長宛て回答することにいたします。

続きまして、大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（令和4年10月受付分）のNo.2里一丁目について、回答案のとおり、意見なしで回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案128号のうちNo.2の里一丁目については、回答案のとおり大津市長宛て回答することにいたします。

ここで、議案の審査を一旦終了します。

それでは、続きまして報告案件です。報告第180号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、報告第181号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第182号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第183号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第184号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について、報告第185号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)  
(事務局、集計報告)

議長 はい、ありがとうございました。  
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長            それでは、ご意見等もないようですので、以上をもちまして、報告案件を終了します。その他、何かありましたらお願いします。ございませんか。

(なしの声)

議 長            よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして、農地系の案件は終了します。マイクを司会に渡します。

副会長           3時まで休憩とさせていただきます。

< 再開 >

議 長            それでは、再開します。  
議案第129号 タブレット型端末機に関する運用基準の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局           (事務局、資料に基づき説明)

議 長            はい、ありがとうございました。  
ただいまの報告について、何かございましたらお願いします。

委 員            タブレットで活動記録報告ができるということは、記録簿の冊子はもう要らないということになってくるのですね。

事務局           状況を見てということになります。活動記録簿のソフトはまだ開発中だとも聞いております。

それと、うちが今、活動記録簿としているのが、国が定めた様式と違って、大津市独自の様式ですので、国の様式になると、若干記入する項目が多くなったりしますので、その辺の調整は、様子を見ながらになると思います。ですから、それまでは今のまま持っておいてください。

委 員            仮にですが、タブレットを壊してしまった場合は、

事務局           こちらに書いていますとおり、業務中に破損してしまったということだと市で直そうと思うのですが、個人的に使って落としてしまったというのは、第4条第2項の、委員の故意又は重要な過失によるものと見なされますので、その場合は修理費用の負担をお願いいたします。

ちなみに、1台4万円ぐらいです。それプラス、肩からぶら下げられるケースとタッチペンと一緒につける予定はしております。

委員 タブレット端末とかそういったものが夏の暑さで、作業中だったり、そういう時に熱くなり過ぎて壊れてしまったりとかするもので、そういった対策はあつたりするのでしょうか。結構、それで自分自身の携帯も壊れかけたことがあるので、その心配が活動中にあります。

事務局 特に夏場において車の中に入れていきますと、当然、機械のものですから、それだけでも変色したり壊れたりします。基本、通常使っている分、外で使っている分や手の熱、カバーの熱でということはあまり聞きません。特に車の中での注意、夏場に向けての注意も含めて研修していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 実際タブレットで作業しておられる方もいるだろうし、全然触ってないという人もおられ、温度差があるかもしれません。タブレットでという流れですので、研修を受けていただいて、活用していただくということになるかと思っておりますのでよろしくご協力をお願いしたいと思います。紛失等々については、何かありましたらすぐ事務局にご相談いただいたほうがいいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 そのほかにも、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りします。

議案第129号につきまして、この内容で制定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第129号 タブレット型端末機に関する運用基準の制定については本日付けで制定し、施行することといたします。

続きまして、その他の報告事項に移ります。何点かございますので、事務局よりまとめて報告をお願いします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

議長 ただいまの報告について何かございますか。

その他、事務局から何かありますか。

事務局 (次回の案内)



議 長

では、最後に何かございましたらお願いします。  
ないようでしたら、マイクを司会に渡します。

副会長

以上をもちまして、第24期第34回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項等を終了いたします。お疲れさまでした。

## 議事録署名委員

議長 (横山 成治 委員) 印

委員 (上坂 雅彦 委員) 印

委員 (服部 みさ子 委員) 印